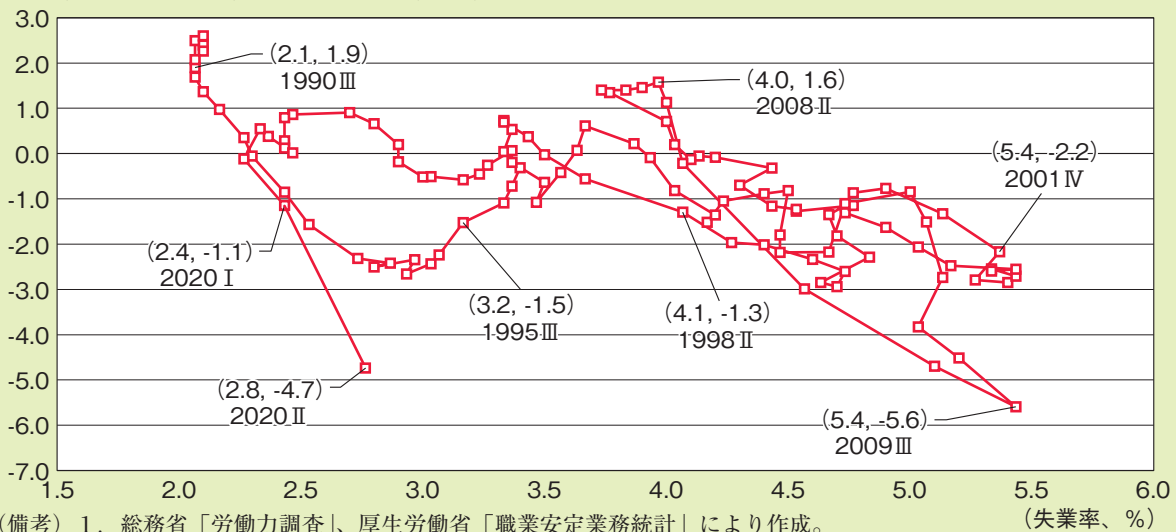




### (3) GDPギャップと失業率の関係

(GDPギャップ (後方3期移動平均)、%)



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。  
 2. (1) は季節調整値、(2) は原数値。(3) の失業率は季節調整値。  
 3. (2) の要因分解は以下のとおり。  

$$\text{有効求人倍率} = Oe / Ae = (Ob + On) / (Ab + An)$$

$$\Delta(Oe / Ae) = 1 / Ae (\Delta Ob + \Delta On) - Oe / Ae^2 (\Delta Ab + \Delta An)$$
 ただし、Oe: 有効求人、Ob: 前月から繰り越された有効求人、On: 新規求人  
 Ae: 有効求職、Ab: 前月から繰り越された有効求職、An: 新規求職

需要が大きく減少しているにもかかわらず、これまでのところ失業者の増加が抑制されている背景には、多くの企業が短期的な需給調整を行わず、雇用を維持していることがある。企業による雇用維持の程度について、労働生産性の動きから活動に必要な雇用者数を推計すると、2020年4-6月期(期中平均)は、生産に対して製造業で200万人程度、非製造業で400万人程度の雇用者を追加的に抱えている様子がうかがえる(第1-2-2図(1))。こうした企業の雇用保蔵行動には合理的な根拠があり、例えば、今回の需要急減が一過性のものにとどまり、以前の生産水準を回復するのであれば、その際に新たな雇用者を探すよりも既存雇用を維持する方が費用面で妥当と判断する場合がある。実際、生産年齢人口が減少する我が国においては、これだけの需要ショックが生じてでも有効求人倍率が1倍を超えており、企業が先行きの人手不足を見通して判断することには妥当性がある。

こうした企業の取組を支えることは社会的にも有益であり、雇用調整助成金による公的な雇用の下支えは重要となる。2008年から2009年のリーマンショック時には、雇用調整助成金の活用により失業の増加を約0.5~1.0%程度抑制したとの分析結果もあるが<sup>28</sup>、今回は、従前の仕組みを大幅に緩和することで利便性を高め、支援額も拡充している(第1-2-2図(2))。その結果、休業者数は4月に652万人と大幅に増加したものの、大量解雇にはつながら

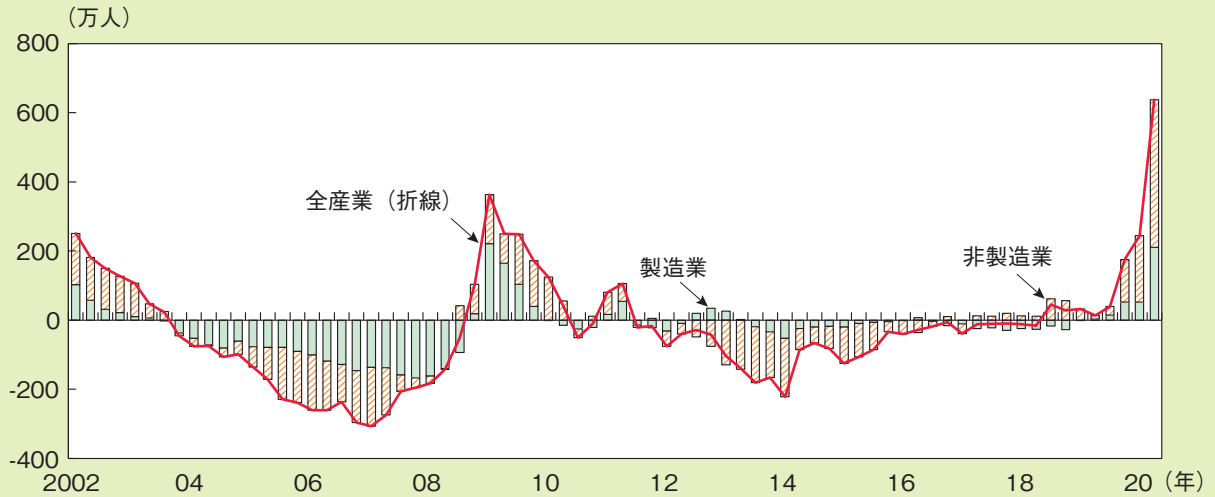
注 (28) 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)(2013)を参照。

ず、その後の経済活動の再開に合わせ、7月には207万人へと減少することとなった<sup>29</sup>。このように、一旦休業した就業者の現場復帰は進んでいると思われるが、3月に比べれば7月の就業者数はなお84万人減少した状態にあるなど<sup>30</sup>、需要水準は低いところにとどまっており、当面の間は、雇用に対する下支えが必要となっている。

第1-2-2図 雇用保蔵の推計

雇用保蔵は足下で急速に増加、リーマンショック時と異なり非製造業で増加が顕著

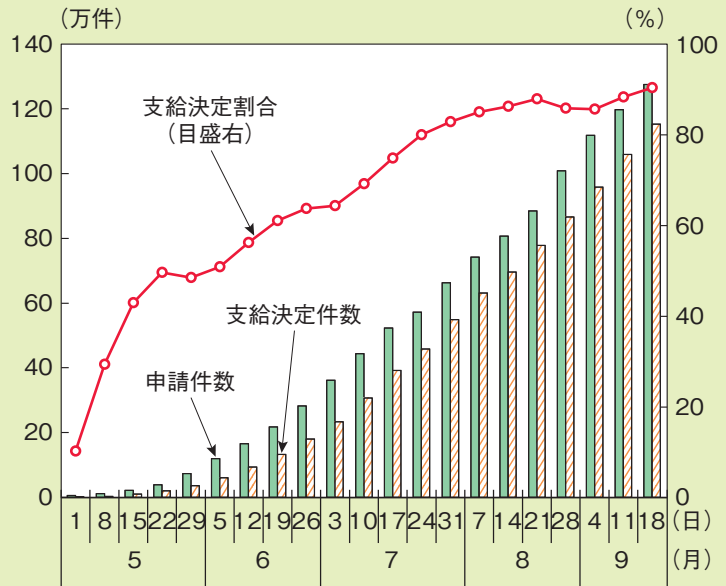
(1) 雇用保蔵



(2) 雇用調整助成金の支給状況 (2020年)

【推計結果】

	2020年第Ⅱ期の雇用保蔵者数
全産業	640万人
製造業	212万人
非製造業	428万人



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「鉱工業指数」、内閣府「国民経済計算」、厚生労働省ホームページにより作成。  
 2. 稼働率とタイムトレンドを説明変数として推計した労働生産性関数のうち、日銀短観の雇用人員判断DIがゼロであった2012年の稼働率を代入したものを適性労働生産性として雇用保蔵率を推計。全産業の稼働率は製造業のもので代用。非製造業の雇用保蔵者数は、全産業と製造業の差分。詳細は付注1-4参照。

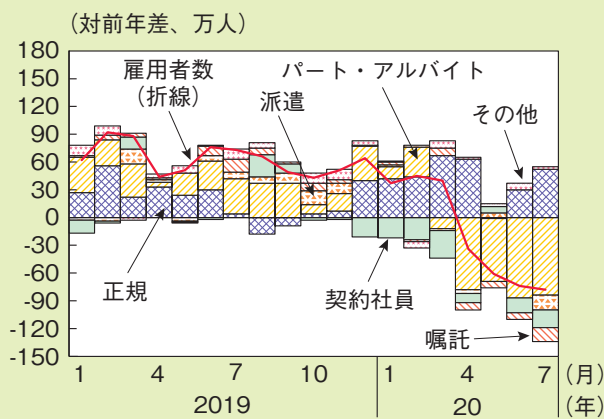
注 (29) 休業者数は、内閣府による季節調整値。2020年3月200万人、4月652人、5月501万人、6月267万人、7月207万人。  
 (30) 就業者数(季節調整値)は、2020年3月6,732万人、4月6,625万人、5月6,629万人、6月6,637万人、7月6,648万人。

また、労働需給に関連して生じている注目すべき動きは、就業者、特に雇用者の非労働力化である。2019年末以降、雇用法制の変更に向けた対応と思われる正規雇用化の動きが顕在化していたが、緊急事態宣言が発出された4月以降の経済活動の低下を受けて、多くの非正規雇用者が非労働力化した（第1-2-3図（1）、（2））。正規雇用者数は全体として前年を上回っているが、非正規雇用者は大幅に減少し、その過半をパート・アルバイト、64歳以下の女性が占めている。マクロ的にみると、経済変動と性別・年齢別労働参加率の関係には違いがあり、64歳以下の女性や男女合計の高齢者の労働参加率はGDPの増減に対して変化しやすい傾向がみられる（第1-2-3図（3））。

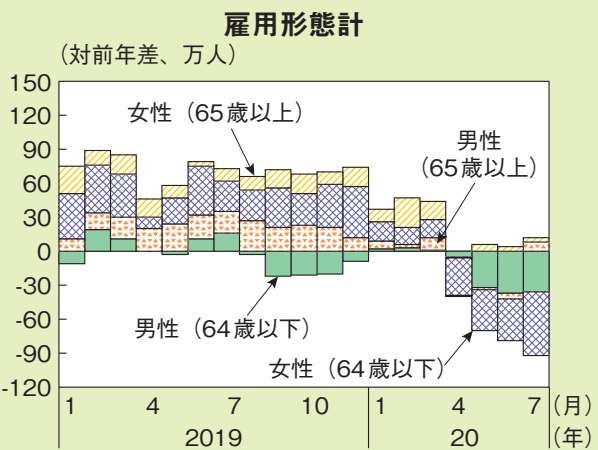
第1-2-3図 雇用者数の減少と非労働力化の背景

雇用者数は、非正規雇用や女性・高齢者を中心に減少

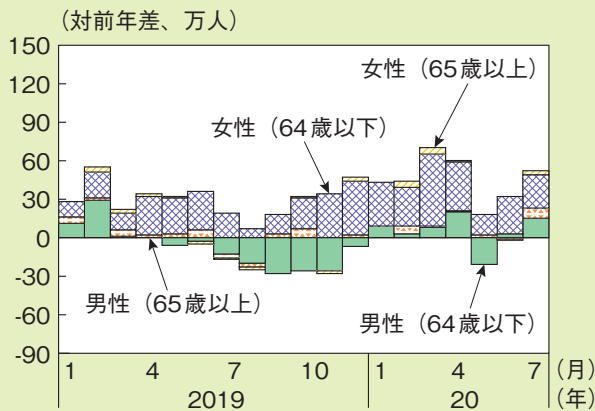
(1) 雇用形態別雇用者数（役員を除く）



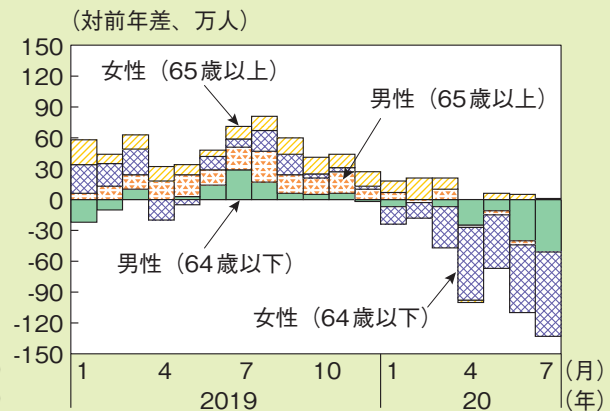
(2) 性別・年齢別雇用者数



正規雇用労働者

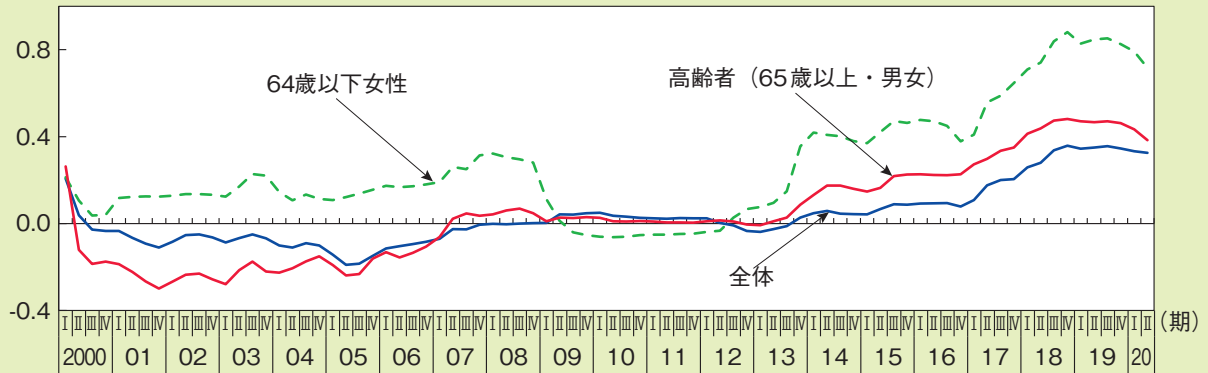


非正規雇用労働者



(3) 労働参加率のGDP弾性値（就業者の属性別）

(弾力性)



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」により作成。  
 2. (1) 及び (2) は原数値。  
 3. (3) は、実質GDP1%の変化に対する労働参加率（1期遅行）の弾性値（前方12四半期のローリング推計）を算出した。

●平均賃金は弱い動きとなったが、休業と残業時間の減少も影響の影響

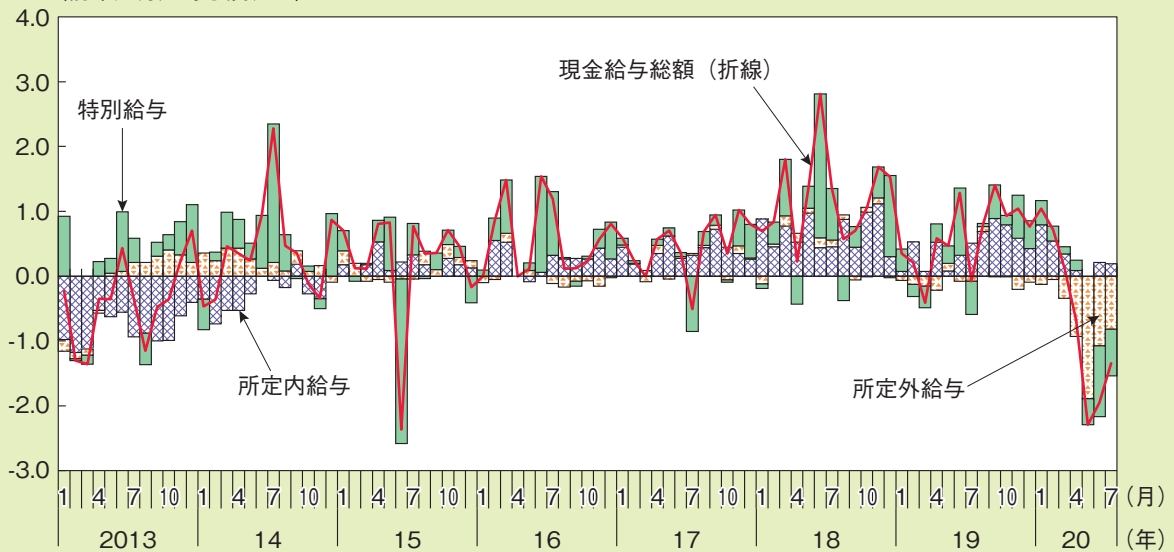
雇用者の賃金動向について、厚生労働省「毎月勤労統計」の現金給与総額の推移でみると、所定内給与は底堅い動きをしているものの、感染症の拡大に伴う経済活動の低下の影響から、残業時間の減少を背景に所定外給与が大きなマイナスに寄与となった（第1-2-4図）。

第1-2-4図 現金給与総額の動向

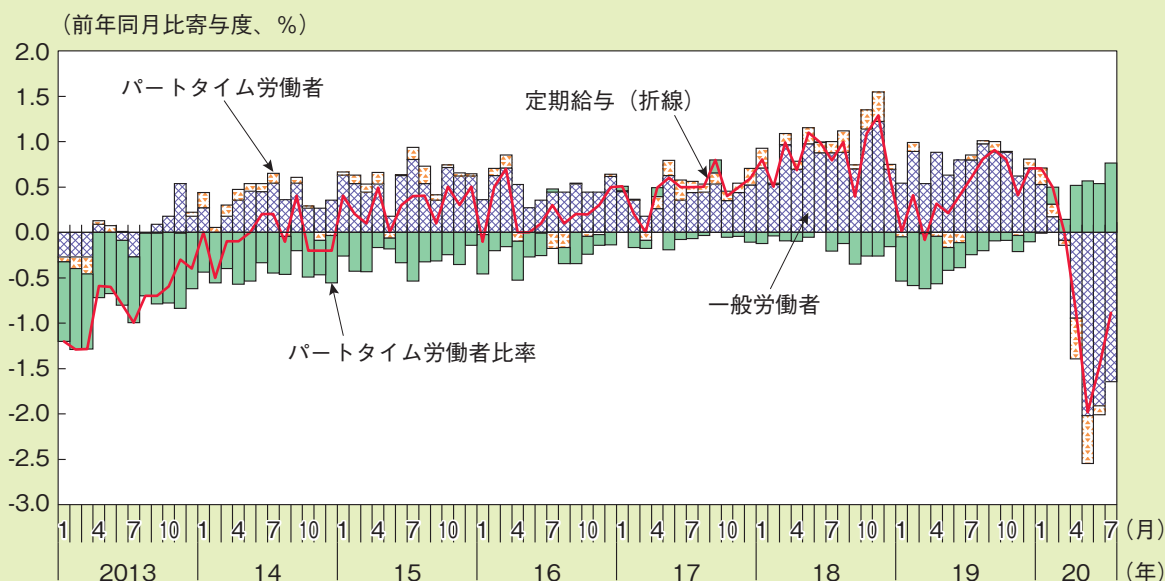
労働時間の減少を受けて、現金給与総額は減少

(1) 現金給与総額

(前年同月比寄与度、%)



## (2) 定期給与（所定内給与+所定外給与）



- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。本系列を使用。  
 2. 2019年1月のサンプル入替により、新サンプルは旧サンプルに対して断層が生じており、2019年1月以降は、公表値に対してこの割合を除することで接続している。生じた断層は以下の通り。  
 ・現金給与総額：就業形態計-2,532円 (-0.9%)、一般-2,375円 (-0.7%)、パート-55円 (-0.1%)  
 ・定期給与：就業形態計-1,576円 (-0.6%)、一般-1,055円 (-0.3%)、パート-77円 (-0.1%)  
 ・所定内給与：就業形態計-1,641円 (-0.7%)、一般-1,268円 (-0.4%)、パート-74円 (-0.1%)  
 3. 2020年7月のみ速報値。

現金給与総額は5月を底に反転しているものの、自粛や休業要請の影響が現れた。現金給与総額を労働時間の変化と時間あたり賃金の変化に分解すると、4月以降、労働時間の減少が下押し要因となり、総額が減少したことが分かる（第1-2-5図（1））。こうした労働時間の減少は、就業中の雇用者の所定内外の労働時間が短くなるだけでなく、休業者が増加した影響も含まれている（第1-2-5図（2））。休業者（所定内労働時間がゼロ）の増加も考慮して現金給与総額の動きを分解すると、「宿泊・飲食サービス業」や「生活関連サービス・娯楽業」を中心として、休業者の増加が下押ししたことが分かる（第1-2-5図（3））。なお、労働時間の変化については、第2章第1節において詳細に分析している。

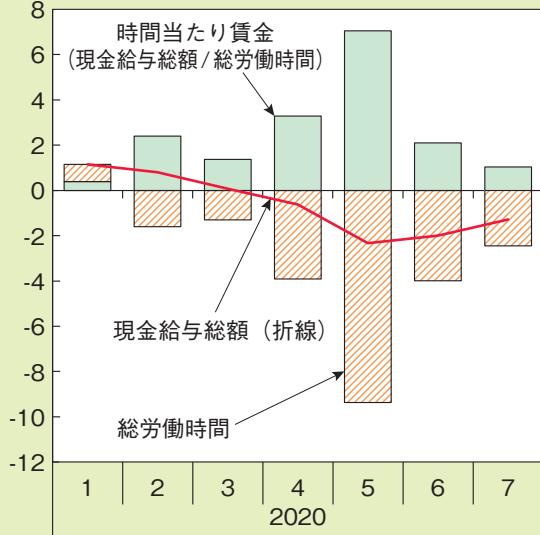
### ●労働需給の緩和や雇用環境の悪化は賃金を下押しするおそれ

労働需給の緩和は、ある程度の期間をとると賃金の下押し要因となる。例えば、失業率水準と一般労働者の所定内給与の増加率には負の相関がみられる（第1-2-6図（1））。また、非労働力人口に含まれる求職の意思を失った者の15歳以上人口比率と所定内給与の増加率にも負の相関がみられる（第1-2-6図（2））。さらに、非正規で就業している者の中にも含まれる不本意型（正規の職員・従業員の仕事がないから非正規で働いている）の比率と所定内給与の増加率にも同様に負の相関がある（第1-2-6図（3））。これらのことから、現状の労働需給の緩和が続くと賃金に下押し圧力が生じるおそれがある。

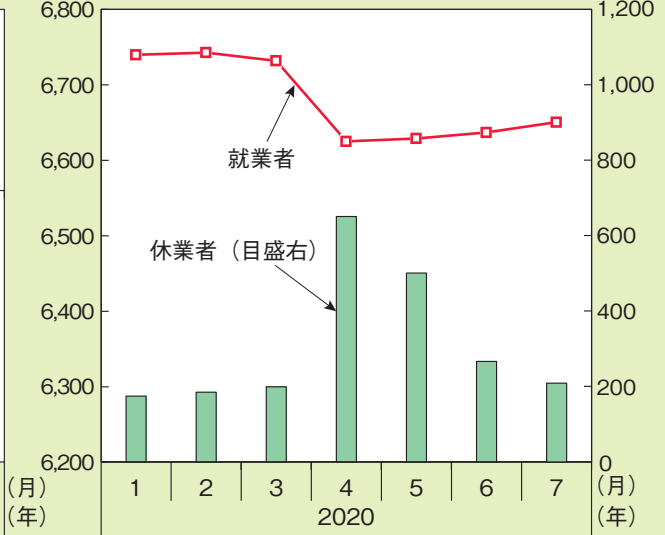
第1-2-5図 休業による雇用調整が現金給与総額に与える影響

休業は、平均賃金を押し下げるが、それは雇用が守られたことの証左

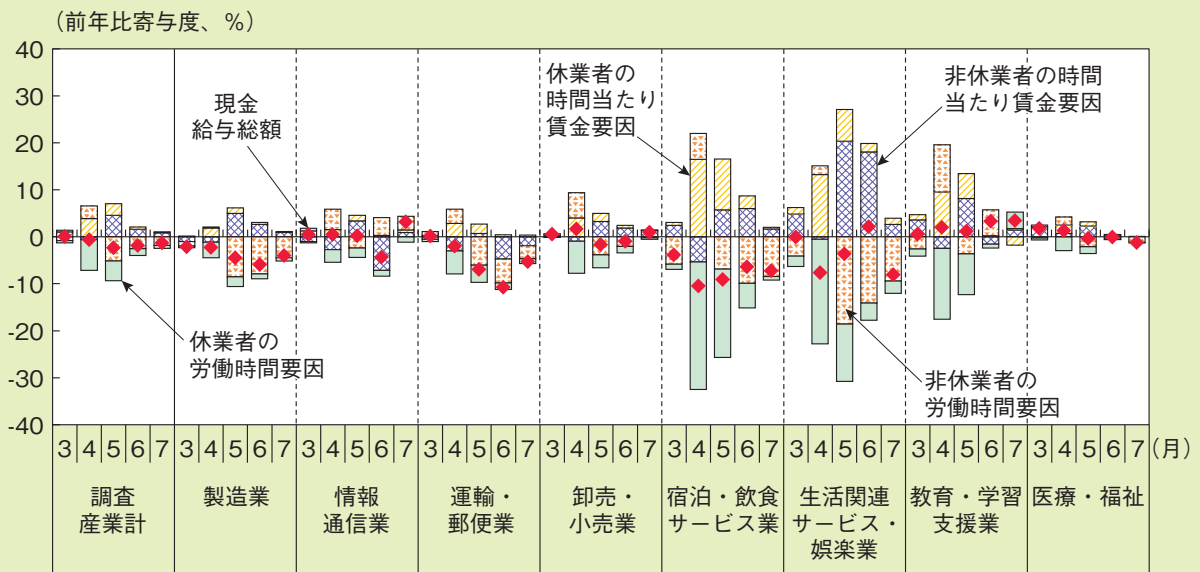
(1) 現金給与総額の寄与度分解  
(前年比寄与度、%)



(2) 就業者数と休業者数の推移  
(万人)



(3) 休業者数の増加を考慮した現金給与総額の寄与度分解 (業種別、2020年)



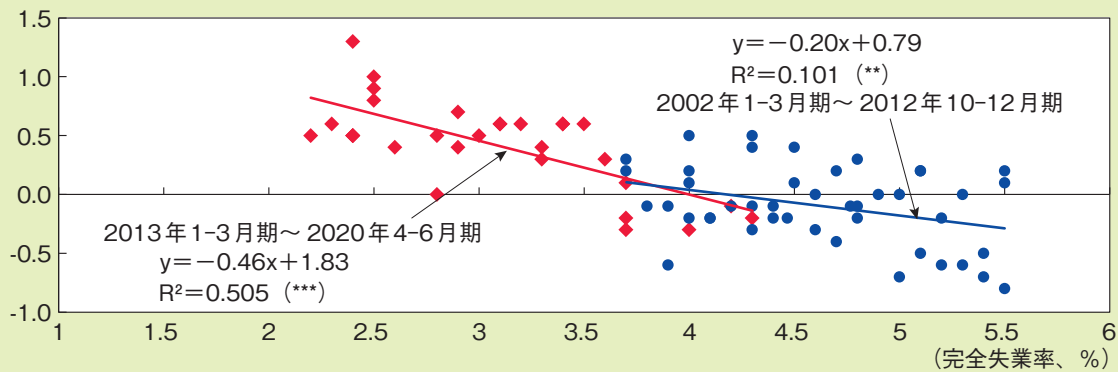
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」により作成。  
 2. (1)、(3) は現金給与総額と総労働時間の実額を基に内閣府で計算したもの。(2) は季節調整値。  
 3. (3) は2020年3～7月各月の前年比寄与度。計算方法は、付注1-5参照。休業者の増加は、労働時間を減少させる一方(休業者の労働時間要因)、労働時間がゼロにもかかわらず休業手当を得る分、時間当たり賃金を上昇させる効果がある(休業者の時間当たり賃金要因)。

第1-2-6図 労働需給に係る各種指標と賃金の関係

労働需給の緩和は賃金上昇圧力を低下させるおそれ

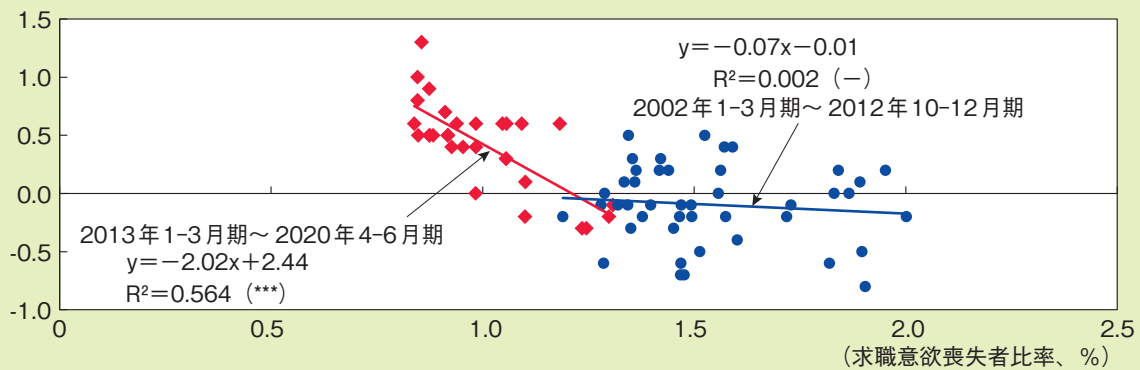
(1) 賃金と失業率の相関

(一般労働者の所定内給与前年比、%)



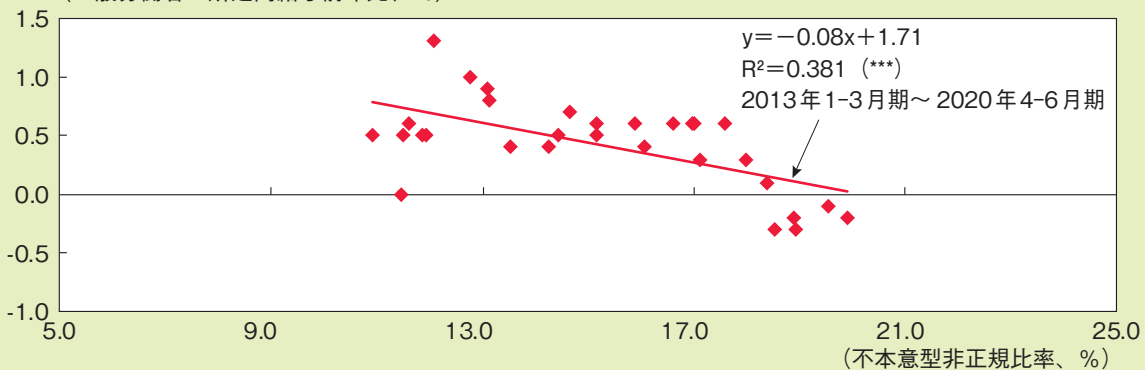
(2) 賃金と求職意欲喪失者の相関

(一般労働者の所定内給与前年比、%)



(3) 賃金と不本意型非正規労働者の相関

(一般労働者の所定内給与前年比、%)



- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」により作成。  
 2. 期間は2002年1-3月期から2012年10-12月期と2013年1-3月期以降。  
 3. 賃金は一般労働者の所定内給与。  
 4. 求職意欲喪失者は非労働力人口のうち、適当な仕事がありそうにないを理由に挙げた者。求職意欲喪失者比率は、15歳以上人口に占める割合。  
 5. 不本意型非正規労働者は、非正規で働く理由に、正規の職員・従業員の仕事がないから、を挙げた者。不本意型非正規比率は、非正規で働く理由別の合計に占める割合。  
 6. 図中の ( ) 内の\*\*\*、\*\*はそれぞれ、1%、5%水準で有意であることを示す。また、-は有意ではなかったことを示す。